

令和 2 年 度

事 業 計 画 書

社 会 福 祉 法 人 報 徳 会

丹 頂

1. 基本方針

当施設は『介護は「こころ」』という基本理念のもと、全室個室のユニットケア施設としての機能を十分に活用して居宅に近い居住環境を整え、利用者個々の意思及び人格を尊重して、利用者が自立的な日常生活を営み、相互に社会的関係を築けるような施設運営を図る事を基本とし、そのための指針を次のように定め実施していく。

- I 利用者とは裏のないところで接する
- II 利用者の立場を理解する
- III 利用者の話しを良く聞く
- IV 利用者には強要しない
- V 利用者とは信頼関係を築く

また、日常生活に不可欠な介護・医療をはじめ、食事、入浴、排泄、睡眠、健康状況等の個々の実態を把握し、担当者会議や職員研修等を通してサービスの質の向上を計ると共に、認知症にも柔軟な対応ができるように精神科医の定期診療を実施する。

次に、在宅福祉においては、地域社会や家族と一体感をもって生活できるような介護サービス事業の展開を目指し、地域住民との交流の充実を図りながら在宅介護支援センター及び(介護予防)通所介護・短期入所生活介護事業を運営していく。さらに、利用者が日常生活をよりよい状態で過ごせるような身体機能の維持・向上に努めるとともに、健康の保持増進のための嗜好を考慮した食事を提供する。

2. 施設運営

(1) 入居者に対する支援について

入居者の生活全般の解決すべき課題について精神・身体等多方面の分析により、優先されるニーズを取り出して援助目標をたて、援助内容を決定する。その為に入居者個々にケアプランを作成すると共に、ケース会議の定期実施のほか、サービス検討委員会・苦情処理委員会を設け、幅広い観点から入居者を支援していく。さらに、施設内での様子を家族に報告し、施設における行事についても家族への参加を呼びかけていく。

また、入所に際しては入所検討委員会により、決定過程の透明性・公平性を確保し、必要度の高い方が優先して入所できるようにしていく。

(2) 在宅利用者に対する支援について

在宅での生活継続の援助の為に、在宅介護支援センターを中心に、デイサービス事業・ショートステイ事業を通じて、安心・安全に利用できるサービスを提供していく。また個人情報の保護に基づき、守秘義務はもちろんのこと、サービス利用中のプライバシーにも十分な配慮を心掛けながら、日常生活動作（ADL）の維持・向上に対応すべく、機能訓練の一層の充実を図っていく。

さらに、要介護状態の軽度者を対象とする介護予防事業にも積極的に取り組み要介護状態の悪化防止・改善に努めると共に、高齢者が在宅で出来る限り自立した生活を送れるように支援し、日常生活の質の向上を図る。

(3) 施設の社会化について

地域社会における老人介護福祉サービスの拠点として地域福祉の向上に役立ち、地域住民の期待に応えられる施設運営を推進する。その為に施設のもてる専門的機能を地域に還元し、地域に親しまれ信頼される施設を目指すとともに、地域ボランティア・高校・中学校・小学校・幼稚園等の幅広い世代との交流を深める。また、各種選挙時には施設内での不在者投票の実施にも対応していく。

(4) 健康保持と疾病予防について

医師による診察と諸検査を実施して疾病の早期発見・早期治療を推進するとともに、感染症を予防する体制を整備して平常時からの感染対策を実施していく。また、看護師の365日勤務体制に加え、介護職員等による入居者の状態把握により、医師への的確な報告を行い、随時指導を受けられるような体制を整える。

老人性認知症に関しては、生活の中での空白が少なくなるよう援助し、生活への刺激を活発にして、後退した機能の回復を目指す。さらに、徘徊性の認知症に対しても精神科医を中心に職員が施設内研修を重ね、施設内での事故防止に努め、よりよい入居生活を送れるように支援する。

また、新たな病気に対しても医師・看護師を中心に職員の徹底した教育を行うとともに、協力病院とも連携して対応していく。

(5) 生活環境の整備について

入居者一人ひとりが安心して生活できるよう、転倒防止、設備・備品等の安全管理を行い、物品の整理及び介護機器等の十分なメンテナンス等の環境整備に努める。また居室内での不慮の事故防止のため、入居者及び家族の協力を得ながら居室内の整理整頓を行う。

(6) 生きがいのある生活促進について

入居者には、社会的な環境・心身の衰え・その他細部にわたる多種多様な問題をかかえて、入居せざるをえない状況が認められるため、入居生活については特別な配慮が必要となる。当施設では健康で生きがいのある生活促進のため、入居者自らも努力する姿勢を基本として、次のような入居者の生きがい対策を実施しながら、福祉の基本理念に沿うように努めたい。

施設外部の諸行事には積極的に参加し、施設内部での行事では入居者自身が中心となれるよう配慮する。そして職員の編成による各委員会活動（レクリエーション・防災対策・感染対策・身体拘束0・苦情処理・褥瘡対策・おむつ外し対策・安全対策・給食及びサービス検討委員会を設置して、入居者によりよいサービス提供ができるように活性化）に基づいて入居者が積極的に参加できるような趣味のある、明るく楽しい生活の向上を目指していく。さらに、身体機能の維持・回復訓練・外出支援・その他の諸行事を催し、個々の能力に応じた種々の援助を行って、入居者にとって、施設での生活が自然で、満足を感じることができるものとなるよう努める。

(7)終末期ケアの対応について

入居者の重度化、長期化及び特別養護老人ホームの役割や機能を鑑みて、入居者の最期をどのように看取るかは重要な課題である。入居者本人のために何ができるのかという目的の設定と、そのための具体的な対応を「看取りに関する指針」として策定し、看護師による24時間連絡体制を確保すると共に、看取りに関する職員研修により、終末期のケアに対し適切に対応できるよう取り組んでいく。

(8) 消防・防災について

当施設では消防法令に従った各種消防設備及び管内消防署へのホットラインを設置しており、災害を未然に防止するために、日頃から火気取締り・防災設備の点検・備品等の管理の徹底を心掛けている。また、管内消防署立会いによる訓練や施設単独の訓練を繰り返し実施して自主安全点検の強化を図り、入居者自身も参加した防災対策が徹底できるように努める。

さらに、震災時等を想定した訓練の実施と共に、非常食も常備して万全を期するものとする。